

第77回東北高等学校陸上競技大会における感染拡大防止対策について

大会開催に当たっては、以下の記載事項のほか、各競技団体及び各競技専門部が定める感染拡大防止対策ガイドライン等を遵守し開催する。

1 会場への入場を認められる方

- (1) エントリー選手、顧問、引率者（外部指導者を含む）。
- (2) 役員（顧問・引率者を除く）・来賓・視察（大学関係者除く）・報道・その他入場を認められた者。
- (3) 競技運営上の理由等により、上記以外の入場者が必要な場合には、競技専門部において協議の上、判断する。
- (4) 会場の規模、競技特性、入場者対応の可否等により、各競技専門部において「入場不可」又は「制限が必要」と判断した場合は、競技専門部の判断を優先する。

2 会場入場の条件

いずれも、下記「4 大会参加の判断基準」ア～エの大会参加の判断基準で参加可能と認められるもの。

(1) 部員・顧問・引率者

①健康観察報告書（報告書1）において、健康状態が良好であること。

(2) 役員（部長・顧問等を除く）・来賓・視察（大学関係者除く）・報道・その他入場を認められた方

①入場者確認票（報告書4）の「健康に関する問診」において該当項目がないこと。

②入場者確認票（報告書4）を受付へ提出すること。

3 報告書について

- (1) 各顧問は、報告書1に必要事項を記入し毎朝、TICに提出する。
- (2) 報告書1において県高体連に報告義務のある体調不良者が確認された場合、健康観察報告書（大会責任者用）報告書3」を県高体連に報告します。
- (3) 会場責任者は、各会場の入口に受付場所を設置し、役員・来賓・視察（大学関係者除く）・報道・その他入場を認められた方に報告書4を記入の上、提出してもらうこと。
- (5) 報告書1・4を大会終了後に回収して、少なくとも1ヶ月以上保管し、必要なしと判断された場合には処分します。

4 大会参加の判断基準

(1) 大会参加の判断基準

		定義	大会参加の判断基準
ア	陽性判明者	医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする	医師又は保健所の指示に従い、療養期間及び自宅待機期間等の制限が解除された場合には参加可能
イ	濃厚接触者	同居する者の陽性が判明し、所管保健所等により濃厚接触者と判断された者。濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする（複数日の場合には大会に最も近い日）	医師又は保健所の指示に従い、療養期間及び自宅待機期間等の制限が解除された場合には参加可能
ウ	陽性判明者の接触者	陽性判明者と感染可能期間に接触があったと考えられる接触者（以下に掲げる「接触者」参照）	陽性判明者との最終接触日の翌日から7日間は参加不可。なお、4日目及び5日目に検査し、陰性確認が取れた場合は、5日目から参加可能
エ	体調不良者	発熱や風邪症状（咳、のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など、体調不良チェック項目の①～⑤に該当する者	体調不良の症状がなくなってから48時間以上経過した後、参加可能

「接触者」

- ・ 陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・ 陽性判明者と感染可能期間に会話を伴って一緒に食事をした者
- ・ 陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者
- ・ その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者

「体調不良チェック項目」

- ①発熱症状
- ②せき、のどの痛みなどの風邪の症状
- ③だるさ、息苦しさ
- ④嗅覚や味覚の異常
- ⑤体が重く感じる、疲れやすい
- ⑥新型コロナウイルス感染症陽性者とされた者との濃厚接触の有無
- ⑦同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ⑧過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

(2) 参加チームの大会参加判断基準

ア 参加チーム内で陽性判明者が出た場合

陽性判明者との最終接触日の翌日から、濃厚接触者の待機期間とされる日数の間、大会に参加できない。

イ 参加チーム内で濃厚接触者、陽性判明者の接触者及び体調不良者が出た場合

保健所の指示や医師の判断を基に、専門部と確認の上、当該校において、大会への参加の有無を最終的に判断する。

ウ 大会主催者（県高体連）は当該校の判断を尊重し対応するが、当該校の感染状況（部内の集団感染の予見等）によっては県教委と相談の上、出場を差し止めることもある。

エ 感染確認前の2週間について行動歴の調査を依頼することがある。

5 感染拡大防止に関すること

- (1) 感染防止のための遵守すべき事項を整理し、適切な場所に掲示すること。
- (2) 上記(1)の事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 会場入場者にマスクの着用を徹底させ(選手もプレー時以外は常にマスクを着用)、大きな声での会話及び応援の自粛を定期的に呼びかける。
- (4) こまめな手洗いをする。
- (5) アルコール消毒薬を必要箇所に設置しています。
- (6) 屋内においては、こまめに換気を実施する。
- (7) ハイタッチや握手などの身体接触を控えさせ、ミーティング等も短時間とし密にならないようすること。
- (8) 更衣室や控室の混雑を緩和するよう、人数制限やゆとりのあるスペースを確保する。
- (9) 会場内のゴミ箱の使用を禁止し、ゴミは各自持ち帰る。
- (10) 会場等で急に風邪症状等の生徒が出た場合は、当該校職員が保護者及び学校管理職に連絡し帰宅させること。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底させること。

6 その他

- (1) 原則として、競技が終了したチームは速やかに退場させ、帰宅すること。
- (2) 熱中症対策についても十分注意すること。